

神奈川区制 100 周年記念事業実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、神奈川区制 100 周年記念事業実行委員会（以下「委員会とする。」）と称する。

(目的)

第2条 神奈川区制 100 周年を 2027 年 10 月に迎えるにあたって、様々な記念事業を円滑に実施することを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、以下の項目を実施する。

- (1) 記念式典の企画・実施
- (2) 記念事業の企画・実施
- (3) 記念事業の広報・P R
- (4) その他、前条に定めた目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 実行委員会の委員は、第2条の趣旨に賛同する区内の団体及び関係企業とし、別表に掲げる者とする。

- 2 委員長は、必要がある時は新たに委員を追加することができる。
- 3 委員がその属する団体等の役職を離れたときは、その後任者が委員を務めるものとする。

(役員)

第5条 委員会には、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 若干名
 - (3) 監事 2名
- 2 委員長は、委員の互選により決定する。
 - 3 副委員長は、委員の互選により決定する。
 - 4 監事は、委員の互選により決定する。

(任務)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代行する。
- 3 委員は、会務を審議し運営する。
- 4 監事は委員会の会計を監査する。

(任期)

第7条 委員会は第3条に定める事業の終了をもって解散とする。

(顧問及び参与)

第8条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は委員長が指名する。
- 3 顧問は、実行委員会の運営について意見を述べることができる。

4 参与は、委員長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(委員会及び会議内容)

第9条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会では、委員及び役員により構成し、以下の事項について会議し、議決をする。

- (1) 委員会の基本方針に関わること
- (2) 事業計画・予算に関わること
- (3) 事業報告・決算に関わること
- (4) 規約の制定・改定・廃止に関わること
- (5) その他委員会運営に関わること

3 委員会は、委員及び役員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。

ただし、可否同数の場合は委員長が決定する。

4 委員及び役員が委員会に出席できない場合は、以下の事項について実施することができる。この場合、委員会に出席したものとしてみなす。

- (1) 委員会に対し、あらかじめ通知された事項について、自らの意見を書面により表明する。
- (2) 委員会に対し、あらかじめ届け出をすることで、権限を委員長及び他の委員に委任する。
- (3) 委員会に対し、あらかじめ届け出をすることで、代理人を置くことができる。

(会計年度)

第10条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を終わりとする。

ただし、委員会の設立年度については、委員会設立日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 解散日の属する会計年度は、委員会解散日をもって終わる。

(予算)

第11条 委員長は、毎会計年度、事業計画及び收支予算書を作成し、委員会に提出し、承認を受けることとする。

(決算)

第12条 委員長は、毎会計年度、事業報告及び收支決算書を作成し、監事による監査を受けた上で、委員会に提出し、承認を受けることとする。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は委員長が定める。

(部会)

第14条 委員会は、第2条に掲げる目的を達成するため、委員会に部会を置くことができる。

2 部会の委員及び部会長は、委員長が委員の中から選任した者とする。

(事務局)

第15条 委員会の事務局は、神奈川区役所地域振興課に置く。

附 則

この規約は、2025年11月18日から施行する。